

平成21年度版（確定版）

自己点検シート

（介護報酬編）

（介護予防）短期入所生活介護

- 1 指定居宅サービス介護給付費加算等
- 4 指定介護予防サービス介護給付費加算等

事業所番号： 33 _____

事業所名： _____

年 月 日： 平成 年 月 日 _____

担 当 者： _____

※ 「介護報酬の解釈」の頁は、平成21年4月版となっています。

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
 平成12年2月10日 厚生省告示第19号
 (注 平成21年3月3日厚生労働省告示第46号改正現在)

「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
 平成18年3月14日 厚生労働省告示第127号
 (注 平成21年3月3日厚生労働省告示第48号改正現在)

108 短期入所生活介護費・408 介護予防短期入所生活介護費(対応)

区分		報酬請求の内容	根拠	報酬請求上の措置等(遡及)
指導	取扱いが不適切	加算報酬上の基準要件を満たし、解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合	告示 通知	文書指導
		解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまではいえない場合	通知	
	基準等不適合	加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合	告示	過誤調整
		解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合	告示 通知	
監査	加算報酬上の基準要件を満たしていない場合及び解釈通知に即したサービス提供が実施されていない場合であって、当該報酬請求の内容が著しく悪質で不正な請求と認められる場合	告示 通知	返還金及び加算金の徴収	

(参照) 「報酬請求指導マニュアル」に基づく加算請求指導に関するQ&Aについて(平成19年3月1日付け事務連絡)の(別紙)加算請求指導時等における対応

108 短期入所生活介護費・408 介護予防短期入所生活介護費

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
	定員超過利用減算 【 I 127、128、141、276、277、936、937、1397、II 221、241、245、651～654、914、920、924、1126、1144】	月平均の入所者数	<input type="checkbox"/> 運営規程に定める(特養空床利用の場合は特養の)入所定員を超える	19号告示8ロ注1、127号告示8ロ注1、27号告示3イ、16イ、37号省令138条、140条の12・24、35号省令139条、158条、172条、H121121/77・123号通知、同Q&A、40号通知第2-1(3)、-2(3)、0317001号通知第2-8(3)、Q&AH15/4Vol.Q13
入所定員40人以下で、市町村による措置又は緊急短期入所ネットワーク加算(介護予防は加算なし)算定対象の特例入所者(特養空床利用の場合は入院中の入所者の再入所が早まった特例入所者を含む)の数		<input type="checkbox"/> 定員の105%超		
入所定員40人超で、市町村による措置又は緊急短期入所ネットワーク加算(介護予防は加算なし)算定対象の特例入所者(特養空床利用の場合は入院中の入所者の再入所が早まった特例入所者を含む)の数		<input type="checkbox"/> 定員+2人超		
	人員基準欠如減算(介護職員又は看護職員) 【 I 141、142、275～279、936～939、II 201、908、1101、1102、1126～1128、1144～1146】	常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数が増すごとに1人以上配置	<input type="checkbox"/> 未配置	19号告示8ロ注1、127号告示8ロ注1、26号告示7、27号告示3ロハニホ、16ロハニホ、37号省令121条1項3号、35号省令129条1項3号、40号通知第2-1(5)、-2(1)・(4)～(7)、0317001号通知第2-8(4)～(7)
	人員基準欠如減算(常勤介護職員及び常勤看護職員) 【 I 141、142、276～278、936～938、II 202、908、1126、1127、1145】	利用定員が20人未満である併設事業所以外においては、介護職員及び看護職員のそれぞれ1人以上は常勤の者を配置(ユニット型の場合は減算規定なし)	<input type="checkbox"/> 未配置	19号告示8ロ注1、127号告示8ロ注1、27号告示3ロハ、16ロハ、37号省令121条5項、35号省令129条5項、40号通知第2-1(5)、-2(4)・(5)、0317001号通知第2-8(4)・(5)

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
	夜勤減算 【 I 142、143、275～279、 936～939、II 1155、1156、 1161】	利用者数25人以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護1人未満	19号告示8イ注1、127号告示8イ注1、29号告示1イロ、8イロ、40号通知第2-1(6)、-2(1)・(4)～(6)、0317001号通知別紙1第2-8(1)・(4)～(6) 利用者数:前年度の平均(小数点以下切上げ)を用い特養の併設事業所の場合は本体入所者数に短期利用者数を合算 夜勤時間帯(PM20時～AM5時を含む連続した16時間)に歴月で基準未満の日が2日以上連続した場合又は4日以上発生した場合に減算 一部ユニット型:各々で基準を計算し、一方が基準未満の場合は利用者全体を減算
		利用者数26人以上60人以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護2人未満	
		利用者数61人以上80人以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護3人未満	
		利用者数81人以上100人以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護4人未満	
		利用者数101人以上	<input type="checkbox"/> 看護・介護4+25 又は端数を増す 毎に1を加えた 数以上	
		ユニット型 2ユニットごとに1以上	<input type="checkbox"/> 満たさない	
	ユニットケア減算 【 I 280、281、940、941、 1323、II 1103、1122】	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 未配置	19号告示8イ注2、127号告示8イ注2、26号告示9、65、40号通知第2-2(7)、-5(6)準用、0317001号通知別紙1第2-8(7)、Q&AH190219問1
		ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
	機能訓練指導員加算 【 I 280、281、940、941】	専ら職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	19号告示8イ注3、127号告示8イ注3、40号通知第2-2(8)、0317001号通知別紙1第2-8(8)
		利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	
	看護体制加算(Ⅰ) 【 I 282、283、292、293、 295、II 1103、1126～ 1128】 (介護予防は加算なし)	常勤看護師1名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	19号告示8イ注4、26号告示10、27号告示3、40号通知第2-2(9)、Q&AH21Vol.1問78～83、Vol.2問35 併設事業所は本体施設とは別に常勤看護師(Ⅰ)又は看護職員(Ⅱ)を配置
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
	看護体制加算(Ⅱ) 【 I 282、283、292、293、 295、II 1103、1126～ 1128】 (介護予防は加算なし)	看護職員の数 常勤換算で利用者の数が2.5又はその端数を増すごとに1名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	空床利用型は本体施設と一体的に算定する 看護体制加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は同時算定可で(Ⅰ)の常勤看護師を(Ⅱ)の看護職員常勤換算数に算入可
		看護職員による24時間の連絡体制の確保	<input type="checkbox"/> あり	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
	夜勤職員配置加算(Ⅰ) 又は(Ⅱ)【Ⅰ282、283、 293～295、Ⅱ1155、1156】 (介護予防は加算なし)	夜勤を行う看護職員又は介護職員を、必要となる(夜勤減算とならない)数に1を加えた数以上配置	<input type="checkbox"/> 該当	19号告示8㍻注5、29号告示1、40号通知第2-2(10)、Q&AH21Vol.1問19・84～93、Vol.2問33 (Ⅰ)=ユニット型以外、(Ⅱ)=ユニット型 1日平均夜勤職員数: 歴月ごとに夜勤時間帯(PM20時～AM5時を含む連続した16時間)での延夜勤時間数を当該月の日数×16で除して算定 特養併設の場合は本体入所者数と合算した人数で必要となる夜勤職員数に1名以上加えた配置
	認知症行動・心理症状 緊急対応加算 【Ⅰ152、284、285、942、 943】	利用者に「認知症の行動・心理状況」が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断し、介護支援専門員・受入事業所職員と連携し、利用者又は家族の同意を得て短期入所生活介護を開始	<input type="checkbox"/> 該当	19号告示8㍻注6、127号告示8㍻注4、40号通知第2-2(11)、0317001号通知別紙1第2-8(9)、Q&AH21Vol.1問109～111 認知症の行動・心理状態: 認知症による認知機能の障害に伴う妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状
加算適用利用者が次を満たす 病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院又は入所中の者、認知症対応型共同生活介護等を利用中の者が、直接、短期入所生活介護の利用を開始していない		<input type="checkbox"/> 該当		
医師が判断した日又はその次の日に利用開始		<input type="checkbox"/> 該当		
利用開始日から7日を限度として算定		<input type="checkbox"/> 該当		
判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録		<input type="checkbox"/> 該当		
介護サービス計画書による記録		<input type="checkbox"/> 該当		
	若年性認知症利用者受 入加算 【Ⅰ150、284、285、942、 943、Ⅱ1090】	利用者ごとに個別に担当者を定めている	<input type="checkbox"/> 該当	19号告示8㍻注7、127号告示8㍻注5、25号告示9、40号通知第2-2(12)、0317001号通知別紙1第2-8(10)、Q&AH21Vol.1問101・102
利用者に応じた適切なサービス提供		<input type="checkbox"/> 実施		
認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない		<input type="checkbox"/> 該当		
	送迎加算 【Ⅰ284、942、1378】	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	<input type="checkbox"/> あり	19号告示8㍻注8、127号告示8㍻注6、Q&AH15Vol.1短期共通Q1・2

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
	療養食加算 【 I 150、158、286、287、944、945、1349、1354、II 1069、1075、1076、1091、1126～1128、1144～1146】	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	<input type="checkbox"/> あり	19号告示8ハ注、127号告示8ハ注、23号告示15、62、25号告示14、27号告示3、16、40号通知第2-2(13)、0317001号通知別紙1第2-8(11)、Q&AH21Vol.1問18、Vol.2問10、H17/10問89・90、追補問28、29
		利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	<input type="checkbox"/> あり	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	
		疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> あり	
		療養食の献立の作成の有無	<input type="checkbox"/> あり	
緊急短期入所ネットワーク加算 【 I 288、289、1279、1280、II 1070、1091】 (介護予防は加算なし)	他の事業所と連携し、緊急の短期入所サービス利用に対応する体制の整備	<input type="checkbox"/> あり	19号告示8ニ注、23号告示16、25号告示15、40号通知第2-2(14)、Q&AH18/4Vol.1問59～64	
	居宅介護支援事業者等を通じて利用者の心身の状況等を把握	<input type="checkbox"/> あり		
	利用者が介護を行う者が疾病である等の理由により介護を受けることのできない者であること	<input type="checkbox"/> 該当		
	利用定員等の合計100以上確保していること	<input type="checkbox"/> 該当		
	緊急的に利用ニーズ対応のための窓口の明確化	<input type="checkbox"/> あり		
	24時間相談可能な体制確保	<input type="checkbox"/> あり		
	加算適用利用者の利用の理由、期間等の記録の整備	<input type="checkbox"/> あり		利用の理由、期間、受入後の体制等の記録簿
	連携施設間の情報共有、事例検討等の機会を定期的に設ける	<input type="checkbox"/> あり		
在宅中重度者受入加算 【 I 288、289、1280】 (介護予防は加算なし)	利用者が利用していた訪問看護事業所による健康上の管理	<input type="checkbox"/> 実施	19号告示8ホ注、40号通知第2-2(15)、Q&AH18/4Vol.1問66 委託契約書	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)【 I 147～149、290～292、295、946、947、II 1091、1092、1099、1126～1128、1144～1146】	介護職員の総数のうち介護福祉士の数5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	19号告示8ハ注、127号告示8ニ注、25号告示16、56、27号告示3、16、40号通知第2-2(16)、0317001号通知別紙1第2-8(12)、-3(4)、-4(17)、Q&AH21Vol.1問2・5～7・10・75・77、Vol.2問35	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当		
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)【(Ⅰ)と同じ】	看護、介護職員の総数のうち常勤職員の数7割5分以上	<input type="checkbox"/> 該当	特養の空床利用型は本体職員数で算定 職員割合の算出:常勤換算で前年度(3月を除く)の平均(H21は届出月の前3月の平均で毎月直近3月間の所定割合を維持) 介護福祉士資格:前月末日時点で取得 直接提供する職員:生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員 勤続年数:前月の末日時点による	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当		
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)【(Ⅰ)と同じ】	直接提供する職員総数のうち勤続3年以上の職員の数3割以上	<input type="checkbox"/> 該当		
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当		